

令和2年第4回小国町議会臨時会会議

(第1日)

1. 招集年月日 令和2年10月8日(木)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年10月8日 午後 2時00分

1. 閉 会 令和2年10月8日 午後 2時35分

1. 応招議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時松昭弘君	2番 江藤理一郎君
3番 穴見まち子君	4番 久野達也君
5番 児玉智博君	6番 大塚英博君
7番 西田直美君	8番 松本明雄君
9番 熊谷博行君	10番 松崎俊一君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤木一也君 書記 朝日さとみ君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊誠次君	教 育 長 麻生廣文君
総務課長 小田宣義君	教委事務局長 木下勇児君
政策課長 佐々木忠生君	産業課長 秋吉陽三君
情報課長 村上弘雄君	税務課長 橋本修一君
建設課長 時松洋順君	住民課長 石原誠慈君
福祉課長 生田敬二君	保育園長 河津公子君
会計管理室長 北里慎治君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 時松 昭弘 君

7番 西田 直美 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 10月8日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 10. 8)

議長（松崎俊一君） 改めまして、こんにちは。

朝夕めっきり寒くなりました。気温のほうが一〇度を切る日が何日かあったと思います。また、今日は台風の影響も少し心配ですけれども、各位コロナウイルス、インフルエンザなど感染の予防、感染防止、健康管理には更なる注意をお払いいただきますようお願い申し上げますところ。

さて、本日は令和二年第四回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、各位、何かと御多用の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、最初に渡邊町長に御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さま、こんにちは。

本日は本当にお忙しいところではございますけれども、第四回の小国町議会の臨時会ということでお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど議長からも御挨拶がございましたように、台風も近づいてきております。今回は少しそれるような予報となっておりますけれども、進路がこのあと変わるときもございますので、町としてもしっかりと注視をして参りたいと思っております。また、今日の熊日新聞を見られた方、たくさんおられると思いますけれども、非常に小国町の話がたくさん掲載されておりました。その中でも、副議長も昨日、森林組合長として御同席いただきましたけれども、森林資源を守って二酸化炭素の排出量を抑制するといったところで、多大なる今までも御貢献をいただいておりますけれども、和の会の皆さま方、それから小国町森林組合、そして小国町と森林保全に関する協定を新たにまた結ばせていただきました。これを契機に、当然ですけれども気候変動について、またSDGsについて、また森林資源を守ることにいろいろと考えて参りたいと思います。また議員の皆さまの御指導もよろしくお願ひしたいと思っております。

今日は臨時会でございます。どうぞよろしくお願ひします。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は一〇人です。定足数に達していますので、令和二年第四回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午後二時〇〇分)

議長（松崎俊一君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第一、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 時松昭弘君

7番 西田直美君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期については、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長(松崎俊一君) 日程第3、「承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第6号:令和2年度小国町一般会計補正予算(第8号))について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、早速でございます。議案集は1ページをお開き願いたいと思います。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年10月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお開きください。

専決第6号 専決処分書

令和2年度小国町一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年9月23日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは補正予算書の専決第6号と書いてあるものをお開きいただきたいと思います。1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算(第8号)

令和2年度小国町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億945万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月23日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

よろしく願いいたします。

総務課長（小田宣義君） では引き続き、私からは専決内容の説明をしたいと思います。

4ページをお開き願います。

歳出項目は総務管理費の中の一般管理費になります。この管理費を総額で77万8千円増額したものです。増額の理由といたしましては、10月1日付で長崎県壱岐市から1名の職員が災害派遣職員として小国町で勤務をしていただいております。壱岐市とは9月14日に、災害時における相互応援に関する協定を結び、10月1日には派遣職員の取り扱いに関する協定を交わしております。この派遣職員の取り扱いに関する協定に基づき、職員の住宅賃借料及び生活に必要な備品等の購入費を専決させていただいております。この財源といたしましては、全額前年度繰越金を充当させていただきました。ただし、12月に予定されております特別交付税の聞き取り調査にはこの件を報告しまして、認められれば対象額の80%は特別交付税を受けることができます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） これより、承認第6号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） この予算は、もうすでに全て執行されているのですか。

総務課長（小田宣義君） 事前の手数料及び住宅賃借料及び備品購入費については、内容的には少しずつ執行が始まっております。

以上です。

5番（児玉智博君） この手数料の5千円が何の手数料なのかということと、この備品購入費25万円の内訳、あと今消耗品費と光熱水費はまだ執行されていないということでありましたが、これが消耗品というのはどういったものなのか教えてください。

総務課長（小田宣義君） まず、手数料の5千円です。5千円につきましては、光ファイバー工事の手数料を5千円。

それと、備品購入費です。これは先ほど執行していると申しましたが、もうすでにその部屋のテレビ、洗濯機、冷蔵庫、ガステーブル、電子レンジを購入しております。一応、予算は25万円で計上いたしましたけれども、こちらのほうは15万8千818円で落札といいますか、購入を終えております。

それと消耗品の3万円につきましては、これは他に足りないものがあつたらということで、購入はしておりますけれども、もう購入がなければこれのほうは使用はしないということにしております。

あとは、住宅の賃借料が月額で4万円の住宅を賃借しております。

以上です。

5番（児玉智博君） テレビ、洗濯機、ガステーブルと電子レンジ。これですね、今から寒くなっていくと当然、暖房器具なんかも要ると思うのですよ。15万8千円ですから、あと約10万円余っていますけれども、それから買うということですか。それとも、もうそれは買わない。

総務課長（小田宣義君） もう、備品購入のほうは、この品物で統一するというので、あとは買わない。あとはコタツ系ですかね、につきましてはここで説明していかどうか分かりませんが、手当のほうを各町村、このあとの条例改正で考えておりますので、そちらのほうで買っただけということで考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第6号：令和2年度小国町一般会計補正予算（第8号））について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第48号 小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集は3ページをお開きください。

議案第48号 小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年10月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、壱岐市からの災害の派遣をいただいておりますけれども、それを

受けて派遣された職員に対し災害派遣手当を支給する必要があることから、手当の規定を設けるものでございます。

よろしく願いいたします。

総務課長（小田宣義君） では、私からは一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についての説明をいたします。

48と書いてあるA4の条文をお願いいたします。一般職員の給与に関する条例の第17条の2の次に、次の1条を加えるものでございます。（災害派遣手当等）第17条の3といたしまして、「災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）は、災害対策基本法第32条第1項若しくは大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職員が住所又は居所を離れて本町の区域に滞在することを要する場合に支給する。」という文言と、別表第4に規定する滞在した期間、1日あたりの金額を新たに条例に追加するものでございます。小国町の場合は、1日3千970円かける滞在日数となります。

なお、この規定は熊本地震で災害派遣を受けた熊本県や郡内の市町村、阿蘇市、南阿蘇村、西原村につきましても、この基準で制定しております。

以上で説明を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第48号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この条例改正の根拠は何ですか。

総務課長（小田宣義君） 派遣手当等の支払いの項目にありますとおり、各地域から派遣された職員に対する手当を支給するためのもので、根拠といたしましては今言いました災害の派遣に伴う職員を受けた場合の手当ということで考えております。

5番（児玉智博君） 私は根拠を聞いているので。分かりました。じゃあ、法的な根拠を教えてください。

総務課長（小田宣義君） 平成25年の内閣府告示204号により、災害派遣手当の額が定められております。これによりまして、各町村もこれに同じた額で設定をしているところでございます。

5番（児玉智博君） その告示は知っていますけれども、そうではなくて法的な根拠を聞いております。

総務課長（小田宣義君） 大規模災害からの復興に関する法律の中に「派遣手当」というのがありまして、この基準が定められております。

5番（児玉智博君） 大規模災害からの復旧に関する法律の第56条に、「派遣を受けた自治体は災害派遣手当を支給することができる。」と、「できる」という表現でなっております。その上

で大規模災害からの復興に関する法律施行令第43条に、「支給する場合は額を条例で定めるように」となっているわけですね。つまり根拠となる法律では、「できる」ということで「しなければならない」というものではないわけです。そういうことになっているわけですが、これを支給するということは、先ほど言われた10月1日の老岐市との派遣職員の取り扱いに関する協定の中で、これを支給することということが条件で協定を結ばれたということでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 結ぶ、それは当然議会にかけることですので、協定の中ではそのことは明記してあります。

5番（児玉智博君） そういうことも、できれば最初から3回くらい質疑をしましたけれども、最初から言っていただければそんなに聞かなくてもよかったと思うのですが。

では、この額について聞いていきます。確かにその施行令の43条で、全く右肩に48と書いてあるところにある別表第4と同じ額が記載されているわけですね。これは国の参酌基準ということで出しているのだと思うのですが、しかし、例えばこれはさっき言われた平成25年11月22日の内閣府の参事官通知によりますと、この災害派遣手当というのは日額旅費的な性格のものであるということを書いてあるわけです。旅費ということであれば、小国町の旅費というのは国の国家公務員等の旅費と比べてもだいぶ安いわけですね。例えば、私はこんなもの無くしたほうがいいと思いますけれども、日当。日当の場合は、国家公務員の場合は7級の職員では3千600円、3級から6級の職員は2千200円、2級以下の職員は1千700円ということになっているのですね。しかし、小国町は1千円なんです。これは他の旅費と比較して高いのではないかなと思うのですが、その辺の整合性はどのように考えられますか。

総務課長（小田宣義君） この適用は一番最初に申しましたとおり、災害の小国町がもう多大な災害を受けたときの職員の復旧に充てるための派遣の手当となっております。ですから、これは国の職員、県の職員と市町村の職員、誰が来ても基本的にはどこも一緒ですけれども、この金額で統一しているような状況でございます。小国町もそれに応じまして、その金額で設定させていただいております。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。

それで、ちょっとまた別のことを聞きます。先ほど言われました専決された補正の8号補正ですかね、その中ではテレビ、洗濯機、ガスコンロ、それと電子レンジというのを買われて、「暖房はどうするのですか」と聞いたら、この手当の中から買えということなんですよね。今さっき言いましたように、平成25年の内閣府の参事官通知では、日額旅費的な性格を有するものであるということを書かれていました。で、あるならば、私はその手当を払うのだから手当から出せというのであれば、私は家賃をそれから出すということは分かるのですが、生活のための備品をこっちから出せというのは、私はちょっと違うのではないかなと。そういう備品や暖房とかですよ、やっぱり生活するのに最低限必要なものですから、私はそっちのほうは別に出して、こうい

う手当からコタツやら暖房器具を買いなさいというのは私はそれは違うのではないかなと思うのですが、いかがですか。

総務課長（小田宣義君） 借りるアパート、先ほど4万円と言いましたけれども、エアコンは付いております。ですから、改めてそこまでの必要性はないのではないかと。

それと児玉議員が申しましたが、日額旅費的なものということであれしたのですが、私もその基準については調べております。宿泊に要する経費と日額等々宿泊に要する経費等を勘案して、定めたということに書いてありますので、その考えでそちらのほうは自分で買っていただけるかなという考えで挙げております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第48号、小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第49号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の4ページをお開き願いたいと思います。

議案第49号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第9号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。

令和2年10月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊の補正予算（第9号）をお開き願いたいと思います。

1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度小国町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億1千665万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年10月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

よろしく願いいたします。

総務課長（小田宣義君）では、私からは今回の補正予算の内容の説明をさせていただきます。

2ページに第1表といたしまして、歳入歳出のそれぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

3ページは歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。4ページの中段、総務費の中の一般管理費で523万円を計上させていただきました。これはまず災害派遣手当で73万円、これは条例改正でお願いしました派遣職員2人分の手当になります。先ほども説明させていただきましたが、熊本地震で被災を受けた熊本県や郡内の町村もこの基準で制定しております。

次に派遣職員給与負担金として450万円を計上させていただいております。これも派遣職員の取り扱いに関する協定に基づき、2人分の給与等を派遣期間に応じて小国町が負担するための経費となります。職員は今1人来られておりますけれども、3カ月交代でまた来年の1月には次の職員が来るようになっております。

財源につきましては、全額繰越金を充当する予定です。ただし、これも12月にある特別交付税の聞き取り検査の際にはこの件を報告しまして、認められれば対象額の80%は特別交付税を受けることができます。

4ページの下の段をお願いいたします。保育園費です。需用費と備品購入費として、総額で197万7千円を計上させていただきました。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業として、緊急に必要な感染拡大防止のために衛生用品や備品を購入するための事業で、1施設の上限は50万円になります。小国町では宮原、北里、下城の保育園と北里の子育て支援拠点施設が対象になります。主な購入品といたしましては、空気清浄機12台、手指消毒器15台、体温計15個、マスク、消毒液等を購入予定でございます。財源につきましては、全額新型コロナ

ナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金を充当する予定でございます。

最後に歳入の説明をさせていただきます。4ページの上段にある歳入の項目を御覧ください。今回の補正に対する財源の内訳になります。

以上で簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。

よろしく御審議お願いします。

議長（松崎俊一君） これより議案第49号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） 保育園にお尋ねしますが、この空気清浄機購入費というのが、空気清浄機と総務課長が説明した手指の消毒器を合わせた額が158万4千円ということですか。

保育園長（河津公子君） はい、説明させていただきます。

空気清浄機だけが158万4千円です。その上の消耗品の中に手指消毒であったり、ディスプレイであったりとかいうのを入れさせていただいています。

5番（児玉智博君） その空気清浄機が12台ということでしたが、一部屋に1台ずつ、計12室設置するのだと思いますが、それはどういった部屋に設けるのですか。

保育園長（河津公子君） 空気清浄機も一般家庭にある空気清浄機ではなくて、次亜塩素酸空間除菌脱臭機というのがありますので、それを利用したいと思っています。各部屋というのは、宮原保育園が9つ保育室があります。それから北里保育園に2部屋と拠点に1つという感じで、今のところ計画しております。

以上です。

5番（児玉智博君） 下城保育園は、では今使っていないのですか。

保育園長（河津公子君） 下城保育園もございますけれども、非常に空間が広い中での園児数なので、空気清浄機として置く必要はないかなという考え方で。上限50万円というところの4つの200万円を使うためには12台がいっぱいいっぱい台数ということも考えて、そのようにさせてもらっています。

以上です。

5番（児玉智博君） では、この一般家庭で使うよりは立派な空気清浄機を使うということでしたが、今購入を検討されているのは大体何畳まで対応をしているもので、下城は広いところだからと、それは大体何畳くらいの保育室で保育するのですか。

保育園長（河津公子君） 大体18畳から24畳まで有効であるという機械を利用したいと思っています。下城保育園は本来であれば20名入れるところの保育室に現在3名で保育を行っておりますので、30分間隔で空気の入替えをするということをさせていただいていますので、十分であろうかと思えます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回小国町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時35分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（1番）

署名議員（7番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

1番 時松 昭弘 君

7番 西田 直美 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を10月8日の1日間とする。

1.	承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第 6 号：令和 2 年度小国町一般会計補正予算 (第 8 号) について) 令和 2 年 10 月 8 日 承 認
1.	議案第 48 号	小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 令和 2 年 10 月 8 日 原案可決
1.	議案第 49 号	令和 2 年度小国町一般会計補正予算 (第 9 号) について 令和 2 年 10 月 8 日 原案可決

小国町議会会議録
令和2年第4回臨時会

令和2年10月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一

編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119